

平成30年第2回今帰仁村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成30年5月14日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	5月14日 午前10時00分		
	閉 会	5月14日 午後1時40分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	島 袋 誠
	4	東恩納 寛 政	11	座間味 薫
	5	與 那 勝 治		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	11	座間味 薫	1	與 儀 常 次
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	我那覇 尚 一	書 記	松 田 洋 子
	局長補佐 兼議事係長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	喜屋武 治 樹	経 済 課 長	久 田 哲 史
	副 村 長	中 原 茂 仁	住 民 課 長	仲 村 美 奈 子
	教 育 長	玉 城 奎	福祉保健課長	宮 里 政 有
	総 務 課 長	我那覇 隆 文	幼 保 連 携 推 進 室 長	宮 里 晃
	企画財政課長	田 港 朝 津	会 計 管 理 者	金 城 寛 樹
	学校教育課長	桃 原 秀 樹		
	社会教育課長	与 那 満		
建設課長	嶺 井 雄 二			

## 平成30年第2回今帰仁村議会臨時会

### 議事日程第1号

平成30年5月14日（月曜日）

1. 開 会 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の氏名	
2		会期の決定	
3	議案第20号	平成30年度今帰仁村一般会計第1回補正予算について	説 明 ・ 質 疑 討 論 ・ 採 決 説 明 ・ 質 疑 討 論 ・ 採 決 説 明 ・ 質 疑 討 論 ・ 採 決 説 明 ・ 質 疑 討 論 ・ 採 決
4	議案第21号	工事請負契約について	
5	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて	
6	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて	

○ 東恩納寛政 議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、直ちに平成30年第2回今帰仁村議会臨時会を開会します。本日の会議を開きます。

(開会時刻 午前10時00分)

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前10時00分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。

(再開時刻 午前10時03分)

去る3月20日に行われた平成30年第1回定例会において、11番座間味 薫議員の一般質問、観光振興についての中で、社会教育課長より発言訂正の申し入れがありますので訂正させます。与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 去る3月20日に行われた平成30年第1回定例会の一般質問におきまして、11番座間味 薫議員から質問のありました「過去5年間の今帰仁城跡の入場料」について、『平成26年度1億1,000万円余り、平成27年度は1億3,000万円余り、平成28年度は1億7,000万円ということで過去最大となっております。』と説明しましたが、正確には、平成26年度は、1億137万816円、平成27年度は、1億361万8,142円、平成28年度は、1億731万8,400円でありますので訂正をお願いします。正確な説明ではなく申しわけございませんでした。

○ 東恩納寛政 議長 日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、11番 座間味 薫議員及び1番 與儀常次議員を指名します。

日程第2. 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、1日間に決定しました。

日程第3. 「議案第20号 平成30年度今帰仁村一般会計第1回補正予算について」を議題とします。

議題は歳入歳出一括にしたいと思います。

本案について提案理由の説明を求めます。中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長 おはようございます。議案の説明をさせていただきます。

議案第20号

平成30年度今帰仁村一般会計第1回補正予算について

上記議案について、次のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成30年度今帰仁村一般会計補正予算(第1回)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,131万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億8,481万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年5月14日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県 支 出 金		1,535,694	300	1,535,994
	2 県 補 助 金	1,273,733	300	1,274,033
17 財 産 収 入		13,236	1,508	14,744
	2 財 産 売 払 収 入	2	1,508	1,510
19 繰 入 金		195,553	19,511	215,064
	1 繰 入 金	195,553	19,511	215,064
歳 入 合 計		5,863,499	21,319	5,884,818

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		671,008	1,519	672,527
	1 総 務 管 理 費	533,532	1,519	535,051
4 衛 生 費		342,146	7,800	349,946
	1 保 健 衛 生 費	136,325	7,800	144,125
10 教 育 費		626,001	12,000	638,001
	1 教 育 総 務 費	168,222	12,000	180,222
歳 出 合 計		5,863,499	21,319	5,884,818

詳細は、担当課長より説明いたします。

- 東恩納寛政 議長 田港朝津企画財政課長。
- 田港朝津 企画財政課長 おはようございます。歳入歳出予算について、説明を申し上げます。  
300万円以上の補正額について、説明していきたいと思っております。

8ページ、歳入。19款繰入金、1項繰入金、1目繰入金の補正額1,951万1,000円につきましては、主に財産購入基金の1,180万円、それと今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金から760万円でございます。

続いて10ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費の730万円の補正につきましては、20節扶助費におきます麻しん・風しん予防接種費用助成の730万円でございます。

次のページ、11ページ、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の1,200万円の補正につきましては、17節公有財産購入費の学校用地購入で1,184万円の補正となっております。

以上、300万円以上の説明といたします。

○ **東恩納寛政 議長** これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番吉田清尊議員。

○ **6番 吉田清尊 議員** 10ページでございます。歳出10ページの4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費の20節扶助費、麻しん・風しん予防接種費用助成730万円。3日の母子保健衛生費、20節扶助費、風しん予防接種費用助成、乳児への麻しん含有ワクチン接種勧奨事業60万円。それについて、詳しい内容の説明を求めます。

それから次のページ、10ページ、11ページ、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、17節公有財産購入費、学校用地購入、旧古宇利小学校民有地、この詳しい説明を求めます。

○ **東恩納寛政 議長** 宮里政有福祉保健課長。

○ **宮里政有 福祉保健課長** ただいまの6番吉田清尊議員の質疑についてご説明いたします。

新聞等でご承知だとは思いますが、3月17日にはしかの感染、男性が台湾より来県したことが発端であり、その男性が沖縄本島の観光地をレンタカーで移動したことによる多くの感染者が発生していることに勘案しまして、今回、まず4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費の20節扶助費の麻しん・風しん予防接種費用助成の730万円についてでありますけれども、まず対象予定人数につきましては、2歳から5歳未満の幼児で272名掛ける1万円、272万円の計上になります。それからこちらで把握しております未接種者の小学1年生から中学3年生までの生徒で218名掛ける1万円、218万円。それから村内に住所があります2歳から50歳未満の者。村全体で3,046名の2割を勘案しまして、600名掛ける4,000円、240万円の計上をしております。財源につきましては、ふるさと納税基金を活用しております。

それから4款衛生費、1項保健衛生費、3目母子保健衛生費、20節の扶助費、麻しん・風しん予防接種費用助成マイナス10万円につきましては、今回、風しん予防接種費用助成の要綱を全改正しまして、麻しん・風しん予防接種費用としたために、マイナスの減となっております。それから乳児への麻しん含有ワクチン接種勧奨事業の60万円につきましては生後6カ月から12カ月未満の乳児で60名掛ける1万円、全額補助としての60万円を計上しております。以上であります。

○ **東恩納寛政 議長** 桃原秀樹学校教育課長。

○ **桃原秀樹 学校教育課長** ただいまの6番吉田清尊議員の質疑についてご説明します。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、17節公有財産購入費でございますが、旧古宇利小学校の民有地の購入費用となっております。単価のほうが1平米当たり2万449円掛けるの面積のほうが579平米、1,183万9,971円となっております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 麻しん・風しん予防接種費用助成730万円でございますけれども、このマスコミも大変にぎわして、大騒ぎになっておりますけれども、今帰仁村で今季、はしかにかかった方がいらっしゃるのかどうか。それからこれをこのいつごろまでに事業といいますか、接種等の予定をしているのか、お伺いします。乳児への麻しん含有ワクチン接種勧奨事業についても、いつごろまでに終了する予定なのか、お伺いしたいと思います。

それから学校の用地ですけれども、これは1筆ということで理解でよろしいのでしょうか。それから後残りはあと1筆なのか。その面積は何平米なのか、お伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの6番吉田清尊議員の質疑についてご説明したいと思います。

まず、本村における発生の数につきましては、沖縄県の北部保健所からの感染の情報が入ることになっておりまして、5月11日時点に村内にはしかの患者がいるという情報については、今現在はおりません。

それからいつまでの時期であるかということなんですけれども、時期につきましては、まず沖縄県のガイドラインがありまして、レベル2というところでの確認を据えながら、また予防接種のほうの事業を進めていきたいと思っております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時21分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時21分)

桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの吉田議員の質疑についてご説明申し上げます。

今回、予算に計上している用地費でございますが、宇古宇利古宇利原の121番地、1筆分の用地費でございます。残り120番地もございまして、この120番地については相続の手続がまだ時間を要するというところで、今回は1筆のみの用地購入費となっております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 麻しん・風しんの事業、それから含有ワクチン接種、これは今帰仁村民の健康ばかりではなく、それから村外からいらっしゃる観光客を含め、大切な事業ですのでぜひ十分な取り組みに向けて、職員一丸となってやっていただくよう願うところであります。それから古宇利小学校民有地、これのほうはあと1筆が購入できない間はリゾート開発事業を行わないのか。あるいは今回の1筆購入で事業もスタートするのかどうか、お伺いしたいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 6番吉田清尊議員の質疑について説明いたします。

古宇利小学校跡の跡利用につきましては、現在、業者を選定しまして準備を進めております。今回の121番地の用地購入の予定が立ちましたので、そちらのほうも含めての跡利用計画の調整を進めております。残り1筆につきましては、この跡利用計画の中ではそんなに重要ではないといいましたら、ちょっと語弊があるんですが、施設の建設予定にはかからない部分ですので、それは相続登記など用地購入が済み次第、計画に取り入れて進めているという調整で跡利用計画を今進めております。

○ **東恩納寛政 議長** ほかに質疑ありませんか。1番與儀常次議員。

○ **1番 與儀常次 議員** 歳入から行きます。歳入8ページ、19款繰入金、1項繰入金、1目繰入金の財産購入基金の1,180万円と、今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金、全体で今基金はどれくらいあるのか、お伺いいたします。

次、6番議員も質疑があったんですけども、再度、別の件でお伺いします。歳出、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費と3目母子保健衛生費に関連しますので、同じく20節の扶助費、はしか、風しん、これはマスコミ等で出たときに村長にすぐ電話しました。村長以下、職員が対応のよさで今帰仁村はまだはしかの患者が出ていないのかなと思っております。名護市では学校が学級閉鎖、本部町も出ましたので、さっきもあったんですけども、これは観光事業、民泊事業にすぐ影響すると思って行政の対応が迅速にされたのかなと思っております。その結果、何名の方が接種を受けたのか、概算でいいですので、今課長の説明でいろいろ何歳何歳と説明があつて、予算もつけておりますけれども、1歳以上、村民が危機感を持って接種に何名の方がやったのか、お伺いします。

それとまだ終息していないということで、課長のさっきの説明では終息は県に準ずることみたいですので、こっちも大体何カ月を目安なのか、お伺いします。

次に11ページ、歳出、10款教育費、1項教育総務費の2目事務局費、17節公有財産購入費の古宇利小学校跡地利用、今説明がありましたけれども、この土地を買って、事業が始まるということですので、いつごろから事業が始まって終わるのか。前に現場踏査したときも大体そういう格好のおうちですと説明を受けましたけれども、今後、古宇利区と協議しながらいつごろから着工して、何年度から供用開始ということで予定があるのかどうか、お伺いします

○ **東恩納寛政 議長** 田港朝津企画財政課長。

○ **田港朝津 企画財政課長** 1番與儀議員の質疑について説明いたします。

8ページ、19款繰入金、1項繰入金、1目繰入金の2節繰入金のうち、購入財産購入基金が1,180万円でございますが、基金の残りがということなんですが、財産購入基金につきましては、今回の補正で用途がありますので、1,180万円を引きますと5,953万5,000円が残額として残る予定になっております。

それから今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金でございますが、今回の760万円の基金繰入に対しまして、基金の残額としましては1億2,371万円が基金残額となる予定となっております。

○ **東恩納寛政 議長** 宮里政有福祉保健課長。

○ **宮里政有 福祉保健課長** ただいまの1番與儀議員の質疑についてご説明いたします。

まずどのように取り組んだかということなんですけれども、村といたしましては保健センターを中心に生後6カ月から12カ月未満の乳児、1歳児以上2歳児未満の幼児、小学1年生から中学3年生までの生徒、接種勧奨通知や村教育委員会との連携で、村内の保育所及び小中学校生徒へのはしかのチラシの配布や村ホームページへの掲載を初め、防災無線による予防接種の勧奨を行っております。

2点目についてなんですけれども、5月10日現在、接種者人数なんですけれども、請求書による報告といたしましては、生後6カ月から12カ月未満の乳児で60名中、現在9名。2歳以上5歳未満の幼児で272名中8名。それから小学校1年生から中学校3年生までの生徒218名中50名であります。

それから3点目の終息の時期についてであるんですけれども、まだ未定であります。沖縄県のほうで罹患者の発生から1カ月程度、罹患者の発生状況を目安に判断されるものと思われます。以上です。

○ **東恩納寛政 議長** 田港朝津企画財政課長。

○ **田港朝津 企画財政課長** 與儀議員の質疑について申しわけございません。先ほどの財産購入基金についての説明の中で1件、歳入の漏れがありましたので、訂正させていただきたいと思います。先ほど5,900万円と申し上げましたが、もう1件150万9,000円の歳入が、財産購入基金の歳入がございますので、合計残額としましては、6,104万4,000円でございます。修正をお願いいたします。

続きまして、11ページの古宇利小学校跡地購入にかかわります跡利用計画でございますが、現在、先ほど説明した中でもあったんですが、この学校用地の村の購入できる1件ありましたので、そちらのほうも変更して契約の準備を進めているところでございます。跡利用を行います開所としましては、できれば来年の夏には一部開所したいということで、計画を立てているところですが、まだ具体的な契約までは至っていないので、いつから供用ができるということはちょっと今説明できない段階でございます。

○ **東恩納寛政 議長** 1番與儀常次議員。

○ **1番 與儀常次 議員** 歳入8ページ、再度質疑したいと思います。

今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金は1億2,371万円、まだあるということですので、今までいろいろと事業をやっておると思いますので、できたら議会にも明細があればなと思っていますね。住民からこういうことでこれはこの基金でやっている事業ですということで、説明もやりやすいと思っていますので、できたら大まかでもいいです。事業があったところはこのお金でどこを整備した。事業したということがわかれば、我々もまた説明しながらこのアピールもやっていけると思いますので、もしできるんだしたら詳細もお願いしたいと思いますので、この答弁を求めます。

次、はしか・風しんでトータルで67名が接種されたということですが、教育長に伺います。子供たちは大体小学校、中学校、高校ぐらいまでは大体2回ぐらいは接種されておりますか。我々も何回したか覚えておりませんので、子供たちが2回接種したら先輩たちは1回やっている可能性もあるんですよ。今後、また先輩たちがはしかにかかる要因が多くなるのではないかと、何回義務なのか。任意でこの接種を受けるのかどうか、お伺いします。この2点ですね。

○ **東恩納寛政 議長** 田港朝津企画財政課長。

○ **田港朝津 企画財政課長** 1番與儀議員の質疑について説明いたします。

うるおいと安らぎのむらづくり応援基金の活用状況でございますが、平成29年度で説明させていただきたいと思います。まず29年度において、コミュニティバス調査事業として委託金で300万円。それから庁舎建設基金の350万円等でございます。それから乳児健診、1歳、3歳健診として160万円。それから子ども医療費助成、風しんなど、こちら160万円。それから海岸漂着物等地域対策事業として200万円。今帰仁村優良繁殖雌牛導入で300万円。それから外国人講師の2名の費用として700万円。それから小学校児童等の内科健診で200万円。中学校児童等の健診としまして100万円。それから村立図書館への図書購入費としまして100万円。城跡桜の管理費としまして100万円。今泊コバテイシの樹木回復事業として100万円。それから今帰仁城跡の屋外模型修理事業として200万円。それとプールの目隠しパネル製作として100万円



などの事業を行っております。

○ 東恩納寛政 議長 宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの質疑について説明いたします。

50代先輩方への予防接種につきましては、麻しん予防接種を受けている方もいるかとは思いますが、こちらでは把握していないところではあるんですが、多くの方が幼少期に麻しんに自然感染しているため、麻しんに対する免疫があるものと考えております。いずれにいたしましてもこちらのほうで呼びかけと啓蒙等はいたしておりますので、それでそういうことであります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 1番 與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 再度、確認のため企画財政課長、今読み上げたことを年度末にぜひ資料として出してもらいたいなと思っています。皆さんがこの基金を使って有効活用をしてすばらしい事業をやっているのはわかりますけれども、明細がわからなければ我々、住民にも説明がやりにくいんですよ。この安らぎとうるおいの基金で今帰仁村が潤って、またいい整備ができています。環境整備ができていことを役場、行政が頑張っているのを我々も明細がわかれば住民にも説明がやりやすいですので、年に一度でいいですので、年度末に今課長が読み上げた方法で資料として出してもらったら、我々もまた村民、住民にもまたいろいろ詳しい説明ができますので、この点、年度末にぜひ出すのかどうか、お伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時42分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時42分)

田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいま與儀議員の質疑について説明いたします。

うるおいと安らぎのむらづくり応援基金の使途でございますが、村のホームページなどで公表を準備している段階でございます。また、そういう資料の提供が必要であれば、また報告もできるものかというふうに考えております。広報の方法としては村の広報紙に載せるとか、ホームページに掲載するとか、そういった方向で周知を図ってまいりたいと考えております。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。5番 與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治 議員 議案第20号について質疑いたします。

7ページ、歳入から17款2項1目土地売払収入、これはどこの土地なのかですね、説明を求めたいと思います。

それと10ページ、先ほどからもありますように4款1項2目の麻しん・風しん予防接種費用助成でありますけれども、今回、新聞等で取り沙汰されたのは観光客による感染といいますか、そういう被害があつて急遽いろいろ取り入れたと思うんですが、被害者となる場合にこの国とか、県からの補助がないのかどうか、説明を求めたいと思います。

それと11ページ、10款1項2目17節の先ほどからもありますように旧古宇利小学校民有地の件でありますけれども、先ほど2万449円掛けるの平米数でありましたけれども、これは坪単価になると幾らになるのか。この算出方法、算出の根拠の説明を求めたいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 田港朝津企画財政課長。

○ **田港朝津 企画財政課長** 5番與那勝治議員の質疑について説明いたします。

7ページの17款財産購入費、2項財産売払収入、1目不動産売払収入、1節土地売払収入でございますが、150万8,612円につきましては、古宇利に所在します村有地1筆の売払売買による収入でございます。古宇利の2579番の2で、86平米。平米単価が1万7,542円で予定しております。以上です。

○ **東恩納寛政 議長** 宮里政有福祉保健課長。

○ **宮里政有 福祉保健課長** ただいま5番與那議員の質疑についてご説明いたします。

罹患された場合なんですけれども、こちらにつきましては国等の補助事業はありません。それにつきましては、通常の医療保険での自己受診となります。それで今回、乳児への麻しん含有ワクチン接種ということであるんですけれども、県からの補助事業は生後6カ月から12カ月未満ということではあります。以上であります。

○ **東恩納寛政 議長** 桃原秀樹学校教育課長。

○ **桃原秀樹 学校教育課長** ただいまの5番與那勝治議員の質疑について説明いたします。

まず坪単価ということではありますが、1坪3.3平米として換算いたしますと約6万7,482円ということになります。鑑定の方法ですけれども、土地の鑑定評価を入れております。そのときが平成29年7月1日時点の鑑定評価におきまして、平米単価1万9,700円となっております。それを受けまして、ちょっと時間がたちましたので、平成30年1月1日時点でもう一度、この時点修正といえますか、上昇しているのか、下落しているのかというところで時点修正を行っておりますが、これがプラスの3.8%上昇しているということでございますので、1万9,700円掛けるのプラスの3.8%、1.038を掛けまして単価のほうが2万449円平米で算定しております。以上です。

○ **東恩納寛政 議長** 5番與那勝治議員。

○ **5番 與那勝治 議員** まず7ページでありますけれども、この古宇利のこの土地については理解いたしました。今、村のホームページとかを見てもいろいろ土地を売り払うような傾向に見られますけれども、これは何かを目的とした土地を売っているのかどうか、この説明を求めたいと思います。今後の計画も含めてですね。

10ページ、補助はないということでありました。やはり観光地として今回のケース、いろいろ今後も想定されると思いますけれども、感染されるといいますか、被害に遭うわけでありますので、やはり自己負担だけでは村が補助するんですけれども、村が負担するだけではなく県・国に求めていけないものかどうか、この説明を再度求めたいと思います。

それと11ページ、古宇利跡地の件でありますけれども、確かこれ課税対象となるのがいやで渋っていたような気もするんですけれども、今回、購入するに当たって課税対象となるのかどうか。それとこれ代替地でこの土地と等価交換とか、そういうのを考えていたと思うんですけれども、その辺の進捗を求めたいと思います。

○ **東恩納寛政 議長** 田港朝津企画財政課長。

○ **田港朝津 企画財政課長** 5番與那議員の質疑についてお答えいたします。

古宇利での村有地の売買等でございますが、まず古宇利地内におきまして、かなり村有地を譲ってほし

いという申し出が多くなってきている状況がございます。村としましては、その必要とする要件を確認しまして、どうしても村有地がないと接道されないとか、そういった事案などを含めて、払い下げる必要があるというふうに判断されたときにそういう調整を行っているところでございます。その中で、古宇利の方々の住所を有しているとか、そういった条件を踏まえて検討して、公有財産委員会のほうで検討している状況でございます。

○ 東恩納寛政 議長 宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの質疑について説明したいと思います。

国・県での補助的な対応をそこを考えられないかという件につきましては、本村といたしましては、観光地等がございます。その中でいろいろと観光客が来ているところでもありまして、非常にまたそこら辺あたりは今、先ほど申しましたとおりの周知のほうをしているところではありますけれども、こちら担当ですね、そういう会議等を説明する場がありましたら、そこでまた話なり、それからまた広域になるかというところではあるんですけども、そこら辺についてもこちらのほうで説明してどのように国・県補助事業があるかということでの話し合いを持っていきたいかなと思っております。以上であります。

○ 東恩納寛政 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの5番與那勝治議員の質疑にご説明いたします。

まず、課税されるかという質疑でございますが、土地収用法に基づく買い取りではありませんので課税の対象となります。ただ、課税を行うに当たって、その土地を取得したときの経費というのが実経費がわかっているならば、その実経費なんですけど、経費がわかっていないということであれば5%程度が取得経費として控除されます。よって95%の費用に関しまして5%が住民税、15%が所得税、2.1%が復興特別所得税として課税されるということでございます。その辺については、土地を相続される方たちへの説明も済んでいる現状でございます。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長 5番與那勝治議員の質疑に対して、補足で説明させていただきます。

7ページの歳入の土地売払収入の件につきましては、先ほど課長からこの土地を売って、村有地を売ってほしいという話が多いという話をご説明させていただきましたけれども、村としては内容を1件、1件見ながら村としては売ったほうが収入になったりとか、そこで宿等新しい事業等をされればそれだけ固定資産税が入ったり、古宇利の産業が盛り上がるという面もあるケースもありますけれども、他方でケースによってはゆくゆくは村として使うつもりがあったとしてもそれが売ることによってできなくなったりとか、あとは物によってはあまり売り過ぎて大きな建物ができると景観上がどうなのかという問題などもありますので、それはケースバイケースで公有財産管理運用委員会という中でやっておりますので、申し出を受けて検討を始めるケースは多いですけども、内容についてはケースバイケースで一つ一つ見ていって、売っても大丈夫かどうかというのを確認した上で判断しているところでございます。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 5番與那議員の質疑について補足で、追加説明をしたいと思います。

11ページにあります古宇利小学校の民有地の買い上げ事業につきまして、代替地の話でございましたが、

そちらのほうも検討をして村有地の鑑定を入れまして、この金額になりますということで提案をして補助もいたしました。その中で相続にかかわる権利者の皆さんが大勢いるということで、この孫の代もおりますので、その方々にお金として分けたいと。代替地を求めると等価交換になっていきますので、お金としては残らないので、お孫さんたちにお金を残したいということで代替地の話は立ち消えている状況でございます。

○ 東恩納寛政 議長 5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治 議員 7ページ、今副村長から補足もありましたけれども、庁舎建設等もありますので、これに向けて幾ら積み上げて村有財産を売って幾ら積み上げていくという目標があった中で、今土地の売却を進めているのかなというふうに私は思ったんですけれども、その辺再度、この庁舎建設に向けて幾ら必要だからこの村有財産を売り払っているのか。そういう計画があるのかどうか、この説明を求めたいと思います。

10ページは話し合いを持ちたいということで、これは前向きに県とか国のほうにも声を上げていただけたらと思っています。これは質疑なしとします。

古宇利の民有地の件でありますけれども、代替地の話はなくなったということで理解いたしました。先ほども6番議員の質疑の中に残り1筆の話があったと思うんですけれども、再度、この残り1筆の進捗というんですか、もう少し詳細に説明を求めたいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長 5番與那勝治議員の質疑に対して説明いたします。

村有地の売却について、いろいろなケースはありますけれども、億単位の金額になるようなケースもありまして、そういったものについては庁舎建設に向けて非常に大きなお金がこれから必要になるということも踏まえた上で検討をしているところであります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時01分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時01分)

中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長 庁舎建設に向けて、村有地の売却については今後少し検討していきたいというふうに考えているところです。

○ 東恩納寛政 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 5番與那勝治議員の質疑についてご説明いたします。

残っているもう1筆というのが古宇利原120番地でございますが、所有者が既に亡くなっていて、現在、この亡くなった方の仏壇等をいろいろ面倒見ている方、地縁関係婚姻関係等もありませんので、特別縁故者として裁判所での手続を行っております。平成30年2月時点で司法書士事務所での手続からすると最短で13カ月ほどは見込まれるということになりますので、それで特別縁故者と認められてかつ今帰仁村に売買をしてもいいよという条件が揃いましたら買い取りという方向になるのか、また賃貸ということになるのかというご相談をさせていただくということになりますので、いずれにしても特別縁故者として現在、仏壇を見ている方に相続ができるかどうかというところがポイントかと思われます。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 質疑しますが、重複するんですけれども、10ページの麻しん・風しんの予防接種についてなんですが、接種するに当たって副作用、副反応というんですか、そういったのはないのか。あった場合にはどう対処しているのか。そして出た場合にはどういうふうな対策を講じるのか、説明を求めます。

それとページが戻るんですけれども、9ページの1目、26節の寄附金、台湾東部地震災害義援金1万円とあるんですが、その金額の根拠ですね、ちょっと少ない気がするんですが、その辺の説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 9番山城 太議員の質疑についてお答えします。

9ページ、1目一般管理費の26節台湾東部地震災害義援金についてですけれども、今回のものは、台湾東部地震被災者を支援する沖縄県一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローからの協力依頼の1万円ということです。

○ 東恩納寛政 議長 宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 9番山城 太議員の質疑についてご説明いたします。

非常に感染力の高いはしかでございます。免疫を持っていない方が感染するということでありまして。この予防接種につきましても、副作用等も考えられて臨床されてその予防接種としての薬剤になっておりますので、そこについては医療機関関係で確認をしながらやっていくものだというふうに認識しております。より詳しいことにつきましては、また後ほど、資料的などころで提示できたらなというふうに思っております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 9ページのほうから再度、質疑いたします。

コンベンションビューローからの協力依頼で1万円ということだったんですが、村独自でそういった義援金を贈るお考えはないのか、答弁を求めます。

それと10ページの件ですが、予防接種の件ですけれども、乳児への麻しん含有ワクチン接種勧奨事業ということをお奨めとなつておりますよね、進めているわけですよね。その辺も加味して聞いたんですけれども、今の答弁と何か違和感を感じるんですけれども、医療事業者任せみたいな答弁で認識しているんですが、勧奨するに当たっては村も責任というのが出てくるものだと思うんですが、再度答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時09分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時10分)

我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 9番山城 太議員の質疑についてご説明を申し上げます。

今回の義援金につきましては、村長から先ほど説明がありましたとおり、コンベンションビューローからの依頼になっておりまして、これはコンベンションビューローさんが沖縄県の観光業者を対象として目標額を300万円というふうに設定をして、一応今帰仁村にも依頼がかかったところでありまして。その中で1万円ということをお算化されておりますけれども、公費として今1万円補正予算計上させていただいて

いるところでありますけれども、それ以外にちょっと今帰仁村の役場の職員の中でも協力義援金ということで取り組めないかということで、1人当たり幾らということで義援金を募っていきたいというふうを考えております。村全体ということになりますと、今後またそういう呼びかけ等も含めまして、そういう動きが出てくれば対応もしていきたいというふうと考えております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時11分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時13分)

宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

おっしゃるとおりリスクはかなりあるものだと考えられております。副作用につきましては…。

○ 東恩納寛政 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時13分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時30分)

宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの9番山城議員の質疑についてご説明いたします。

健康被害救済制度による救済の制度がありまして、予防接種を受けたことによって起こる健康被害は予防接種法の健康被害救済制度による救済対象となります。村でそのように対応していきたいと思っております。

○ 東恩納寛政 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 寄附金の話は理解できました。今の課長の答弁でそういった制度があるということなのですが、そういう事業を行うに当たって事前に村もそういった万が一の状況が出ないように安全の確認をしてそういった事業に取り組んでいってもらいたいと希望します。そしてこういった事業が大切なので、ありとあらゆるのはまた調べてそういった事業ができることを対応して行っていただきたいと思っております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第20号 平成30年度今帰仁村一般会計第1回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、「議案第20号 平成30年度今帰仁村一般会計第1回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 「議案第21号 工事請負契約について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長

議案第21号

工事請負契約について

幼保連携一体化施設新築建築工事について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 幼保連携一体化施設新築建築工事  |
| 2 契約の方法  | 指名競争入札   |
| 3 契約の金額  | 491,400,000円   |
| 4 契約の相手方 | 今帰仁村字仲宗根249番地の5<br>(株)金良建設・(有)平山工務店 建設工事共同企業体<br>代表者 金良 敏夫 |

平成30年5月14日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

提案理由

幼保連携一体化施設新築建築工事の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第18号）第2条の規定により、議会の議決を必要とするため、この議案を提出します。

契約書については添付しておりますので、ご確認ください。

○ 東恩納寛政 議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 議案第21号 工事請負契約について質疑いたします。

こちらに契約の中に契約の相手方が今帰仁村字仲宗根249番地の5、これは金良建設の番地なんですけれども、平山工務店なんだけれども、共同企業体となっているけれども、代表が金良建設なのか、お伺いします。

それと次のページの工期の中に始める時期はないけれども、最後の平成31年3月29日とありますけれども、この意味ですね。それと共同企業体というのは、今大体、今帰仁村は工事がおくれ気味であるから、2社で共同企業体を組んだのかどうか、説明を求めたいと思います。

それと今後、この契約期間を過ぎた場合、どう対応していくのか。いろいろな理由で契約をやったけれども、大工がない、鉄筋工がないということで、過去に工事が延び延びになっている工事がございました

て質疑しますけれども、県については、違約金、罰金等々も発生しますけれども、今帰仁村は今後、そういうことも考えていくのかどうか。しないと業者みんなが契約したけれども、理由をつけて工事期間が半年とか延びた場合はいろいろ村民に迷惑がかかるのではないかと思って、これを聞きますけれども、今現状はそうですので、理由をつけて延びていろいろ工事がおこなわれていますので、今後の対応をどうしていくのか、お伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ 宮里 晃 幼保連携推進室長 ただいま1番與儀議員の質疑についてご説明いたします。

まず初めにこの幼保連携一体化施設新築建築工事に関しては、大規模工事に当たりますので、建設工事の共同企業体で発注されております。その代表が金良建設ということで、その代表者が金良敏夫氏になっております。工期の始期に関してはまだ空欄になっておりますけれども、金額で今回の工事請負契約が議決されましたら、工事に入るとい運びになっております。まず共同建設工事共同企業体の理由につきましては、ご承知のように金額的にもかなり大規模な工事となっておりますので、円滑な工事の進捗と今リスク経験を含めましてそのような体制で発注しておりました。工事のおくれに関するペナルティーに関しては建設課長のほうから説明させたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 1番與儀議員の質疑に対してご説明いたします。

業者のペナルティーに関しては、平成30年4月1日で村として指名停止の基準を設けております。3月末に村内の業者に説明して、ちょっと資料の持ち合わせがなくて詳しいことは言えませんが、項目によっていろいろ期間もそれぞれ半年なり、2カ月なりということで一応ペナルティーを与えるということで業者には周知して、今後はこれで適用していきたいと考えております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 厳しさも私は必要と思っております。今、課長からの説明では代表者が金良建設ということでありますけれども、平山工務店はサポートの業者なのか。もしそういうことが発生した場合は金良建設だけで責任代表ということで、対応をするのかどうか、お伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ 宮里 晃 幼保連携推進室長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

発注契約が共同企業体になっておりますので、金良建設だけではなくパートナーとして平山工務店も一緒に工事を進めております。責任につきましては両方、建築会社企業が担うものだと考えております。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫 議員 休憩願ひします。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前11時39分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。

(再開時刻 午前11時39分)

11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫 議員 議案第21号について質疑いたします。

幼保連携一体化施設新築工事により村道越地与比地原線の道路改良工事もやられるかと思ひますけれど



も、それに伴うアパート立ち退きについて伺います。この今現在、賃借しておられる方々への説明会などは行われたのか。やられたのであれば、いつどこで行ってその内容についても伺います。

○ 東恩納寛政 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 ただいま11番座間味 薫議員の質疑に対して説明いたします。

住民の説明に関しては、先週の金曜日、11日ですかアパートの下のほうで全員出席のもと一応説明を行っております。内容につきましては、一応スケジュール等、今村としては6月に発注の予定をしております。今回、建物も全体を補償する今コンサルで委託して発注する予定にしております。大家さんのほうからの要望がありまして、借家人を先に算定してほしいということで、スケジュールを住民に提示していつごろに算定が終わると。いつごろから引っ越ししてほしいというこちらからの案なので、まだちょっと発注しないと正確なあれはないんですが、今回は村のスケジュールとして説明をしております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫 議員 この幼保連携施設につきましては、村の子供たちのためでもありますし、多くの村民からしますと、理解しているところかと思えますけれども、しかしながら実際に今住まわれている方々、普通に今まで生活していたわけがございますけれども、この幼保連携施設ができるためにやはり立ち退かないといけないとそういったときに、やはりいろいろな費用も発生してくるわけですね。今新たにアパートを求めるときの敷金でありますとか、礼金。その中で不動産が入れば仲介手数料あるいは駐車場使用料等々といったかなりな出費がかさむものかと思っておりますけれども、当然、ある程度の保障はあってしかるべきなのかなと思っておりますけれども、考えをお聞かせ願いたいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時43分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時43分)

嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

保障に関しましては、今帰仁村としてもアパートがかかるとというのが初めてでして、コンサルに発注しないと詳細な中身はわかりませんが、敷金、礼金は保障ができるのか。また今の家賃と住んだ場合の新しい場所との家賃の差額ですね、その辺も保障に入るとすることでこの辺はまた村内の5店舗ぐらいですか、アパートを平均してこの差額に充てたいということになっていきますので、今詳細はわかりませんが、いろいろと保障は出てくるだろうと、思っています。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫 議員 いろいろと保障が出てくるということがございますけれども、この住民説明会、この間だけで終わったわけではないと思えますけれども、あと何回かやる予定なのか。それとこの時間帯、説明会を行った時間をお聞かせください。

○ 東恩納寛政 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

時間としては午後5時半より説明を行いました。今後の説明会については、コンサルと役場が契約した

時点で1回は全体と説明したいと思っております。あとはもう個々に保障額が違う可能性がありますので、あとは個々に詰めて説明会を持っていきたいなということで、先週も住民には説明しております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ただいま11番座間味 薫議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。11番座間味 薫議員

○ 11番 座間味 薫 議員 説明会についてはコンサルの後ということでありまして、先ほどもアパートの下で話し合いをしたとか、5時半にやったと。これは不可能ですよ、5時半というのは普通に考えても、仕事をされている方々がほとんどだと思いますので、早退するか、仕事を休むかをしないと説明会にも参加できない。そここのところの配慮を持って、次の説明会を行っていただければなと思っております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

今後は時間帯を個々に調整しながら住民が参加しやすい時間帯を持ってやっていきたいと思っております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和 議員 これは平屋ですか。それとも2階のあれですか。

○ 東恩納寛政 議長 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ 宮里 晃 幼保連携推進室長 ただいま8番與那嶺好和議員の質疑についてご説明いたします。

2階建てであります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時48分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時49分)

8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和 議員 議案第21号 工事請負契約についてお聞きします。なぜ今これを聞いたかといいますと、恐らく向こう埋め立てになったと思うんですよ。それでパイルも打たないといけないし、工期的にはもう決まっているし、それで今これを聞いたわけです。向こう下の地盤は5メートルぐらい恐らく後ろを見たらわかるとおりに間知積まれてパイルを打たないと持たないと思っただけです。

これについて工期的にパイルをするんだったら間に合うか、間に合わないか。お聞きしたいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ 宮里 晃 幼保連携推進室長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

現在の予定地につきましては、おっしゃるとおり埋立盛り土をして30年余りの月日が経過しております。地盤調査をした中、摩擦杭という形で杭打ちもしっかり行いながら、工事をしていくということで予定期間については来年度の3月29日までということで発注はしております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 他に質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第21号 工事請負契約について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、「議案第21号 工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

○ 東恩納寛政 議長 暫時休憩します。

(休憩時刻 午前11時52分)

午

後

○ 東恩納寛政 議長 再開します。

(再開時刻 午後1時30分)

日程第5. 「承認第1号 専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長

承認第1号

#### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成30年5月14日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

#### 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないため、次のとおり専決処分する。

今帰仁村税条例等の一部を改正する条例

理 由

地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第125号）、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成30年政令第126号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第127号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）が平成30年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、今帰仁村税条例（昭和47年条例第22号）を改正する必要があるが、同条例の改正について議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成30年3月31日  
今帰仁村長 喜屋武 治 樹

今帰仁村税条例等の一部を改正する条例

（今帰仁村税条例の一部改正）

第1条 今帰仁村税条例（昭和47年条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正後（案）	現行
<p>（年当たりの割合の基礎となる日数）</p> <p>第20条 前条、第43条第2項、<u>第48条第5項</u>、第50条第2項、<u>第52条第1項及び第4項</u>、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項<u>並びに</u>第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、潤年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>（村民税の納税義務者等）</p> <p>第23条 村民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額により、第2号及び第4号の者に対しては均等割額により、第5号の者に対しては法人税割額により課する。</p>	<p>（年当たりの割合の基礎となる日数）</p> <p>第20条 前条、第43条第2項、<u>第48条第3項</u>、第50条第2項、<u>第52条</u>、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項<u>及び</u>第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、潤年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>（村民税の納税義務者等）</p> <p>第23条 村民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第2号及び第4号の者に対しては均等割額によって、第5号の者に対しては法人税割額によって課する。</p>

(1) ~ (5) 略

2 略

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第48条第10項から第12項までを除く。）の規定中法人の村民税に関する規定を適用する。

（個人の村民税の非課税の範囲）

第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、村民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者

(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）

2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8千円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。

（均等割の税率）

第31条 略

2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる

(1) ~ (5) 略

2 略

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節

\_\_\_\_\_の規定中法人の村民税に関する規定を適用する。

（個人の村民税の非課税の範囲）

第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、村民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定によって課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者

(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）

2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額

\_\_\_\_\_（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8千円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。

（均等割の税率）

第31条 略

2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる

法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

略

3及び4 略

(所得控除)

第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(調整控除)

第34条の6 前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、その者の第34条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

(1) 当該納税義務者の第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には \_\_\_\_\_、当該納税義務者に係

法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。

略

3及び4 略

(所得控除)

第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(調整控除)

第34条の6 所得割の納税義務者 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_については、その者の第34条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

(1) 当該納税義務者の第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には \_\_\_\_\_、当該納税義務者に係

る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額  
を加算した金額

イ 略

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が  
200万円を超える場合 アに掲げる金額か  
らイに掲げる金額を控除した金額（当該金  
額が5万円を下回る場合には、5万円とす  
る。）の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条  
の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当  
する場合には\_\_\_\_\_、当該納税義務者に係  
る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額  
を加算した金額

イ 略

(村民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、  
3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別  
表）による申告書を村長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4  
項の規定により給与支払報告書又は公的年金  
等支払報告書を提出する義務がある者から1月  
1日現在において給与又は公的年金等の支払を  
受けている者で前年中において給与所得以外の  
所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有  
しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の  
所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令  
第48条の9の7に規定するものを除く。）、小  
規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除  
額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶  
者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の  
4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを  
除く。）若しくは法第314条の2第5項に規定  
する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損  
控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313  
条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条

る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額  
を加算した金額

イ 略

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が  
200万円を超える場合 アに掲げる金額か  
らイに掲げる金額を控除した金額（当該金  
額が5万円を下回る場合には、5万円とす  
る。）の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条  
の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当  
する場合には\_\_\_\_\_、当該納税義務者に係  
る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額  
を加算した金額

イ 略

(村民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号の者は\_\_\_\_\_は、  
3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別  
表）による申告書を村長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4  
項の規定によって給与支払報告書又は公的年金  
等支払報告書を提出する義務がある者から1月  
1日現在において給与又は公的年金等の支払を  
受けている者で前年中において給与所得以外の  
所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有  
しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の  
所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令  
第48条の9の7に規定するものを除く。）、小  
規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除  
額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶  
者特別控除額\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_若しくは法第314条の2第5項に規定  
する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損  
控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313  
条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条

第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りではない。

2 前項の規定により申告書を村長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により、村長の定める様式による。

3 略

4 給与所得等以外の所得を有しなかった者（第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を村長に提出しなければならない。

5 第1項ただし書に規定する者（第3項の規定

第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定によって控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りではない。

2 前項の規定によって申告書を村長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第2項ただし書の規定により、村長の定める様式による。

3 略

4 給与所得等以外の所得を有しなかった者（第1項又は前項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を村長に提出しなければならない。

5 第1項ただし書に規定する者（第3項の規定



により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には\_\_\_\_、3月15日までに、同項の申告書を村長に提出することができる。

6 第23条第1項第1号に掲げる者は、第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金に係る部分に限る。)の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には\_\_\_\_、3月15日までに、施行規則第5号の5の3様式による申告書を、村長に提出しなければならない。

7 村長は、村民税の賦課徴収について必要があると認める場合には\_\_\_\_、第23条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

8 村長は、村民税の賦課徴収について必要があると認める場合には\_\_\_\_、第23条第1項第2号に掲げる者に、3月15日までに、賦課期日現在において、村内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。

9 村長は、村民税の賦課徴収について必要があると認める場合には\_\_\_\_、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該村内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別す

によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合においては、3月15日までに、第1項の申告書を村長に提出することができる。

6 第23条第1項第1号の者\_\_\_\_は、第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金に係る部分に限る。)の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、施行規則第5号の5の3様式による申告書を、村長に提出しなければならない。

7 村長は、村民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第23条第1項第1号の者\_\_\_\_のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

8 村長は、村民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第23条第1項第2号の者\_\_\_\_に、3月15日までに、賦課期日現在において、村内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。

9 村長は、村民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第23条第1項第3号又は第4号の者\_\_\_\_に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該村内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別す

るための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下村民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

（特別徴収義務者）

第47条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払をする者（次条第1項において「年金保険者」という。）とする。

（年金所得に係る仮特別徴収税額等）

第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合には\_\_\_\_\_、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の村民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合には\_\_\_\_\_、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額をいう。次条第2項において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属す

るための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下村民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

（特別徴収義務者）

第47条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払をする者（以下この節において「年金保険者」という。）とする。

（年金所得に係る仮特別徴収税額等）

第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合には\_\_\_\_\_、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の村民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合には\_\_\_\_\_、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額をいう。以下この節において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属す

る年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

2 略

3 第47条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第47条の3中「前条第1項」とあるのは「第47条の5第1項」と、「の特別徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)の特別徴収義務者」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

(法人の村民税の申告納付)

第48条 村民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく村長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人 (以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条

る年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

2 略

3 第47条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第47条の3中「前条第1項」とあるのは「第47条の5第1項」と\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_と、前条第1項及び

第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

(法人の村民税の申告納付)

第48条 村民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書\_\_\_\_\_を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく村長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

#### 4 内国法人

\_\_\_\_\_又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

5 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければな

2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第5項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければな

らない。

#### 6 略

7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る村民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により村民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る村民税又は令第48条の16の2第3項に規定する村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

（1）及び（2） 略

#### 8 略

9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。）がある連結子法

らない。

#### 4 略

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る村民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により村民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る村民税又は令第48条の16の2第3項に規定する村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

（1）及び（2） 略

#### 6 略

7 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。）がある連結子法

人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第4項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第4項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第4項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の村民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により村長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、

人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する村長に到達したものとみなす。

（法人の村民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）

第52条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により 法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2. 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により村民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る村民税又は令第48条の16の2第3項に規定する村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

（法人の村民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）

第52条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により村民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき村民税又は令第48条の15の5第4項に規定する村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

4 法人税法第81条の22第1項の規定により 法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間

2 法人税法第81条の22第1項の規定によって 法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。



（詐偽その他不正の行為により村民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る村民税又は令第48条の16の2第3項に規定する村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により村民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき村民税又は令第48条の15の5第4項に規定する村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

（特別徴収税額の納入の義務等）

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第4項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を村長に提出し、及びその納入金を村に納入しなければならない。

（特別徴収税額の納入の義務等）

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式

\_\_\_\_\_による納入申告書を村長に提出し、及びその納入金を村に納入しなければならない。

(固定資産税の納税義務者等)

第54条 略

2～6 略

7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。）であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けられたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けられた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けられた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

第4節 村たばこ税

（製造たばこの区分）

第92条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

（1） 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

（2） かみ用の製造たばこ

（3） かぎ用の製造たばこ

（村たばこ税の納税義務者等）

第92条の2 略

（卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合）

第93条 略

(固定資産税の納税義務者等)

第54条 略

2～6 略

7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の10で定めるものを含む。）であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けられたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けられた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けられた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

第4節 村たばこ税

（村たばこ税の納税義務者等）

第92条 略

（卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合）

第93条 略

(製造たばことみなす場合)

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

(たばこ税の課税標準)

第94条 たばこ税の課税標準は、第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(以下この条及び第98条において「売渡し等」という。)に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこ\_\_\_\_\_の本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこ\_\_\_\_\_の1本に換算するものとする。

(たばこ税の課税標準)

第94条 たばこ税の課税標準は、第92条第1項\_\_\_\_\_の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等\_\_\_\_\_に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこ\_\_\_\_\_の本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄\_\_\_\_\_に定める重量をもって喫煙用の紙巻たばこの1本に換算するものとする。この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状による。

区分	重量
(1) 喫煙用の製造たばこ	
ア 葉巻たばこ	1 グラム
イ パイプたばこ	1 グラム
ウ 刻みたばこ	2 グラム
(2) かみ用の製造たばこ	2 グラム
(3) かぎ用の製造たばこ	2 グラム

区分	重量
1 喫煙用の製造たばこ	
ア パイプたばこ	1 グラム
イ 葉巻たばこ	1 グラム
ウ 刻みたばこ	2 グラム
2 かみ用の製造たばこ	2 グラム
3 かぎ用の製造たばこ	2 グラム

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税

率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等

に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式た

3 前項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を \_\_\_\_\_ 本数に換算する場合の \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 計算は、第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同欄に掲げる \_\_\_\_\_ 製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。



造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第92条の2の規定を適用する。

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等

\_\_\_\_\_に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を村長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 略

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2

造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第92条の規定を適用する。

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における第92条第1項の売渡し

又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を村長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 略

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第3項、第50条第2項、第53条の12第2

項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）及び第140条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合。）とする。

2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

（納期限の延長に係る延滞金の特例）

第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合に

項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）及び第140条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合。）とする。

2 当分の間、第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

（納期限の延長に係る延滞金の特例）

第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合に



は、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。))の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる村民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該村民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する村民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

## 2 略

(個人の村民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、村民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金

は、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。))の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる村民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該村民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する村民税に係る第52条に

規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

## 2 略

(個人の村民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、村民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金

額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、          所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2及び3略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2 略

3 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

4～6 略

7 法附則第15条第29項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

8 法附則第15条第29項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

9 法附則第15条第29項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

10 法附則第15条第30項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

11 法附則第15条第30項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

12及び13 略

14 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

15 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

16 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

17 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める

額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、村民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2及び3略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2 略

3 法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

4 法附則第15条第2項第7号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

5～7 略

8 法附則第15条第29項          に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

9 法附則第15条第30項          に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

10及び11 略

割合は4分の3とする。

18 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備  
について同号に規定する市町村の条例で定める  
割合は4分の3とする。

19 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備  
について同号に規定する市町村の条例で定める  
割合は2分の1とする。

20 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備  
について同号に規定する市町村の条例で定める  
割合は2分の1とする。

21 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備  
について同号に規定する市町村の条例で定める  
割合は2分の1とする。

22～25 略

26 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例  
で定める割合は0とする。

27 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の  
条例で定める割合は3分の2とする。  
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定  
の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

2 略

3 法附則第15条の8第1項の家屋について、同  
項の規定の適用を受けようとする者は、当該年  
度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げ  
る事項を記載した申告書を村長に提出しなけれ  
ばならない。

(1) 略

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び  
床面積並びに令附則第12条第8項に規定す  
る従前の権利に対応する部分の床面積

(3) 略

4 法附則第15条の8第2項の貸家住宅につい  
て、同項の規定の適用を受けようとする者は、  
当該年度の初日の属する年の1月31日までに次

12 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備  
について同号に規定する市町村の条例で定める  
割合は2分の1とする。

13 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備  
について同号に規定する市町村の条例で定める  
割合は2分の1とする。

14 法附則第15条第32項第2号ハに規定する設備  
について同号に規定する市町村の条例で定める  
割合は2分の1とする。

15～18 略

19 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の  
条例で定める割合は3分の2とする。  
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定  
の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

2 略

3 法附則第15条の8第3項の家屋について、同  
項の規定の適用を受けようとする者は、当該年  
度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げ  
る事項を記載した申告書を村長に提出しなけれ  
ばならない。

(1) 略

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び  
床面積並びに令附則第12条第17項に規定す  
る従前の権利に対応する部分の床面積

(3) 略

4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅につい  
て、同項の規定の適用を受けようとする者は、  
当該年度の初日の属する年の1月31日までに次

に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の規定の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第12項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を村長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

5 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を村長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第15項において準用する同条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) 略

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第

に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の規定の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を村長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を村長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第24項において準用する同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) 略

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第

8項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 略

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第22項に規定する補助金等、住宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 略

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等

(6) 略

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附

9項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 令附則第12条第30項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 略

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第31項に規定する補助金等、住宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 略

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等

(6) 略

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附

則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等

(6) 略

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 略

12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する第4号による通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24

則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等

(6) 略

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第14項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 施行規則附則第7条第14項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 略

年法律第49号) 第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日

(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

（土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）

第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(1)～(5) 略

(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項（附則第13条の場合には\_\_\_\_\_、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項）

(7) 略

（土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）

第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(1)～(5) 略

(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項（附則第13条の場合にあつては、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項）

(7) 略

(平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例)

第11条の2 村の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、村長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であつて、平成32年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定

(平成28年度又は平成29年度における土地の価格の特例)

第11条の2 村の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、村長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成28年度分又は平成29年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成28年度適用土地又は平成28年度類似適用土地であつて、平成29年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定



める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には\_\_\_\_\_、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当

める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当

該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には\_\_\_\_、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る平成30年度から平成32年度ま

該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額\_\_\_\_\_にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る平成27年度から平成29年度ま

での各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

（特別土地保有税の課税の特例）

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべ

での各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

（特別土地保有税の課税の特例）

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成30年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべ

き価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 略

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例）

第17条の2 略

2 略

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

き価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 略

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例）

第17条の2 略

2 略

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

備考

- 1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正後部分を削る。
- 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。

第2条 今帰仁村税条例の一部を次のように改正する。

改正後（案）	現行
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4～10 略</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2～23 略</p> <p>24 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>25 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>26 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4～10 略</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2～23 略</p> <p>24 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>25 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>26 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。</p>
<p>備考</p> <p>1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。</p> <p>2 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。</p>	

第3条 今帰仁村税条例の一部を次のように改正する。

改正後（案）	現行
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1) 及び(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）<u>附則第48条第1項第2号</u>に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>4～10 略</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,122</u>円とする。</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1) 及び(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）<u>附則第48条第1項第1号</u>に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>4～10 略</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>5,692</u>円とする。</p>

備考

- 1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。
- 2 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。

第4条 今帰仁村税条例の一部を次のように改正する。

改正後（案）	現行
（たばこ税の課税標準）	（たばこ税の課税標準）
第94条 略	第94条 略
2 略	2 略
3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.2</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.8</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.8</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。	3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。
（1）及び（2） 略	（1）及び（2） 略
（3）次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（ <u>たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する</u> <u>たばこ税</u> の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100	（3）次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（ <u>所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税</u> の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100

<p>分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア 略</p> <p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法_____第10条第3項第2号ロ及び法第467条第4項の規定の例により算定した金額</p> <p>4～10 略</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,552</u>円とする。</p>	<p>分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア 略</p> <p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び法第467条第4項の規定の例により算定した金額</p> <p>4～10 略</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,122</u>円とする。</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 現行の欄中下線が引かれた部分(以下「現行部分」という。)に対応する改正後(案)の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。</li> <li>2 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正後部分を削る。</li> <li>3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及これらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。</li> </ol>	

第5条 今帰仁村税条例の一部を次のように改正する。

改正後(案)	現行
<p>(製造たばことみなす場合)</p> <p>第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造する特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受け</p>	<p>(製造たばことみなす場合)</p> <p>第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造する特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受け</p>



て製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条\_\_\_\_\_において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

(たばこ税の課税標準)

#### 第94条 略

##### 2 略

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、次\_\_\_\_\_に掲げる方法により換算した\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 及び (2) 略

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

て製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

(たばこ税の課税標準)

#### 第94条 略

##### 2 略

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 及び (3) 略

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 第3項第1号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 略

7 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第2号アに定める金額又は紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 略

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 略

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項の規定にする数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 略

備考

1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。

2 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正後部分を削る。

3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。

(今帰仁村税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 今帰仁村税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正後（案）	現行
<p>附 則 (村たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る村たばこ税の税率は、<u>今帰仁村税条例第95条</u>の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円</p> <p>(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円</p> <p>(3) 平成30年4月1日から<u>平成31年9月30日</u>まで 1,000本につき4,000円</p> <p>3 略</p> <p>4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（<u>今帰仁村税条例第92条の2第1項</u>に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定に</p>	<p>附 則 (村たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る村たばこ税の税率は、<u>新条例</u> _____第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円</p> <p>(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円</p> <p>(3) 平成30年4月1日から<u>平成31年3月31日</u>まで 1,000本につき4,000円</p> <p>3 略</p> <p>4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（<u>新条例第92条第1項</u> _____に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定に</p>

より製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には村の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には村の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、村たばこ税を課する。この場合における村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該村たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5～12 略

13 平成31年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には村の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には村の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、村たばこ税を課する。この場合

より製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には村の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には村の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、村たばこ税を課する。この場合における村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該村たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5～12 略

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には村の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には村の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、村たばこ税を課する。この場合

における村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該村たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により村たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	<u>平成31年10月31日</u>
第6項	平成28年9月30日	<u>平成32年3月31日</u>
略		

における村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該村たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により村たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	<u>平成31年4月30日</u>
第6項	平成28年9月30日	<u>平成31年9月30日</u>
略		

備考

- 1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。
- 2 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中今帰仁村税条例第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第93条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第94条から第96条まで及び第98条の改正規定並びに第6条並びに附則第5条から第7条までの規定 平成30年10月1日

(2) 第1条中今帰仁村税条例第24条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」

に改める部分に限る。)及び同条例第36条の2第1項の改正規定並びに同条例附則第17条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日

(3) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4条の規定 平成31年4月1日

(4) 第2条中今帰仁村税条例第94条第3項の改正規定 平成31年10月1日

(5) 第1条中今帰仁村税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第4項の規定 平成32年4月1日

(6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成32年10月1日

(7) 第1条中今帰仁村税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定(第2号に掲げる改正規定を除く。)並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日

(8) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 平成33年10月1日

(9) 第5条の規定 平成34年10月1日

(10) 第1条中今帰仁村税条例附則第10条の2第18項を同条第25項とし、同項の次に1項を加える改正規定(同条第26項に係る部分に限る。) 生産性向上特別措置法の施行の日

(村民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の今帰仁村税条例の規定中個人の村民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成30年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。(村民税に関する経過措置) 第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の今帰仁村税条例の規定中個人の村民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成30年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

2 前条第7号に掲げる規定による改正後の今帰仁村税条例の規定中個人の村民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成32年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の今帰仁村税条例(次項及び次条第1項において「新条例」という。)第52条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の村民税に係る延滞金について適用する。

4 新条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の村民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の村民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号。次条において「改正法」という。)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25

年法律第226号。以下この条において「旧法」という。) 附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第29項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋(同項に規定する協定避難用部分に限る。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第4条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間(以下この条において「適用期間」という。)に改正法第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等(以下この条において「中小事業者等」という。)が取得(同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。)をした同項に規定する機械装置等(以下この条において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同項に規定するリース取引(以下この条において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(村たばこ税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった村たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る村たばこ税)

第6条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第9条第1項及び第11条第1項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(今帰仁村税条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第24号)附則第5条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の今帰仁村税条例(第4項及び第5項において「30年新条例」という。)第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。附則第9条第1項及び第11条第1項において「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造

たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には村の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には村の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、村たばこ税を課する。この場合における村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該村たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号。）別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに村長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により村たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	今帰仁村税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第6条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第6条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第6条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第2項
	当該各項	同項



第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第3項
----------	--------------	-------------------

5 30年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、村の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により村たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により村たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る村たばこ税に関する経過措置)

第7条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。

(村たばこ税に関する経過措置)

第8条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった村たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る村たばこ税)

第9条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には村の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には村の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、村たばこ税を課する。この場合における村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該村たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに村長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により村たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の今帰仁村税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第19条、第98条第

4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	今帰仁村税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第9条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第9条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項

5 32年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、村の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により村たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により村たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（村たばこ税に関する経過措置）

第10条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった村たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る村たばこ税)

第11条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には村の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には村の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、村たばこ税を課する。この場合における村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該村たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに村長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により村たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の今帰仁村税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	今帰仁村税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第11条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第11条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第11条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第3項

第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第3項

5 33年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、村の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により村たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により村たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

詳細は担当課長より説明いたします。

○ 東恩納寛政 議長 仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 ご説明いたします。

先ほど、副村長からもございましたように平成30年3月31日に公布されました法令等の改正によりそれに伴いまして、準則に沿って今帰仁村税条例の一部を改正する条例を改正し、ご提案させていただいております。主な改正内容でございますが、個人住民税の基礎控除等の見直し、たばこ税の税率の見直し、固定資産税における土地にかかる負担調整措置の延長等がございます。改正された各項目につきましては、施行期日や経過措置等が異なりますので、44ページからの附則でそちらを細かく記載しております。ご確認ください。新旧対照表につきましては、開会前にご説明申し上げましたとおりでございますので、割愛させていただきます。

○ 東恩納寛政 議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「承認第1号 専決処分の承認を求めることについて」を採決いたします。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「承認第1号 専決処分の承認を求めることについて」は、承認することに決定しました。  
日程第6. 「承認第2号 専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成30年5月14日提出  
今帰仁村長 喜屋武 治 樹

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないため、次のとおり専決処分する。

今帰仁村国民健康保険税条例及び今帰仁村国民健康保険条例の一部を改正する条例

理 由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第125号）が平成30年3月31日に公布され、平成30年4月1日から施行されること並びに持続可能な医療保険制度を構築するために国民健康保険事業が平成30年4月1日から沖縄県との共同運営に移行されることに伴い、今帰仁村国民健康保険税条例（昭和47年条例第46号）及び今帰仁村国民健康保険条例（昭和47年条例第45号）の一部を改正し、同日から施行する必要があるが、同条例の改正について議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成30年3月31日  
今帰仁村長 喜屋武 治 樹

今帰仁村国民健康保険税条例及び今帰仁村国民健康保険条例の一部を改正する条例

(今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

第1条 今帰仁村国民健康保険税条例（昭和47年条例第46号）の一部を次のように改正する。

改正後（案）	現行
<p>(課税額)</p> <p>第2条 <u>前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</u></p> <p>(1) <u>基礎課税額（国民健康保険のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、沖縄県の国民健康保険に関する特別会計において負担</u></p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 <u>前条の者に対して課する国民健康保険税の課税は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金の納付に要する費用を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</u></p>

する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（沖縄県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（沖縄県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が58万円を超える場合においては、基礎課税額は、58万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及

2 前項\_\_\_\_\_の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合においては、基礎課税額は、54万円とする。

3 第1項\_\_\_\_\_の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及

びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合には、介護納付金課税額は、16万円とする。

第3条～第5条 略

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法\_\_\_\_\_第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるも

びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

4 第1項\_\_\_\_\_の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合には、介護納付金課税額は、16万円とする。

第3条～第5条 略

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるも



の（当該世帯に他の被保険者がいない場合に  
限る。）をいう。第3号、第7条の3及  
び第23条において同じ。）以外の世帯

13,500円

(2) 及び (3) 略

(国民健康保険税の減額)

第23条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者  
に対して課する国民健康保険税の額は、第2条  
第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる  
額を減額して得た額（当該減額して得た額が58  
万円を超える場合には、58万円）、同条第3項  
本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエ  
に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得  
た額が19万円を超える場合には、19万円）並び  
に同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及  
びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額し  
て得た額が16万円を超える場合には、16万円）  
の合算額とする。

(1) 略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額  
及び山林所得金額の合算額が、33万円に被  
保険者及び特定同一世帯所属者1人につき  
27万5千円を加算した金額を超えない世帯  
に係る納税義務者（前号に該当する者を除  
く。）

ア～カ 略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額  
及び山林所得金額の合算額が、33万円に被  
保険者及び特定同一世帯所属者1人につき  
50万円を加算した金額を超えない世帯に係  
る納税義務者（前2号に該当する者を除  
く。）

ア～カ 略

の（当該世帯に他の被保険者がいない場合に  
限る。）をいう。第3号、第7条の3及  
び第23条において同じ。）以外の世帯

13,500円

(2) 及び (3) 略

(国民健康保険税の減額)

第23条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者  
に対して課する国民健康保険税の額は、第2条  
第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる  
額を減額して得た額（当該減額して得た額が54  
万円を超える場合には、54万円）、同条第3項  
本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエ  
に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得  
た額が19万円を超える場合には、19万円）並び  
に同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及  
びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額し  
て得た額が16万円を超える場合には、16万円）  
の合算額とする。

(1) 略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額  
及び山林所得金額の合算額が、33万円に被  
保険者及び特定同一世帯所属者1人につき  
27万円を加算した金額を超えない世帯に係  
る納税義務者（前号に該当する者を除  
く。）

ア～カ 略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額  
及び山林所得金額の合算額が、33万円に被  
保険者及び特定同一世帯所属者1人につき  
49万円を加算した金額を超えない世帯に係  
る納税義務者（前2号に該当する者を除  
く。）

ア～カ 略

<p>(特例対象被保険者等に係る申告)</p> <p>第24条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で村長が必要と認める事項を記載した申告書を村長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書の提出に当たり_____、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。</p>	<p>(特例対象被保険者等に係る申告)</p> <p>第24条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で村長が必要と認める事項を記載した申告書を村長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類_____を提示しなければならない。</p>
<p>備考</p> <p>1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正後部分を削る。</p> <p>4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。</p>	

(今帰仁村国民健康保険条例の一部を改正する条例)

第2条 今帰仁村国民健康保険条例（昭和47年条例第45号）の一部を次のように改正する。

改正後（案）	現行
<p>目次</p> <p>第1章 本村が行う国民健康保険の事務（第1条）</p> <p>第2章～附則 略</p> <p>第1章 本村が行う国民健康保険の事務 （本村が行う国民健康保険の事務）</p> <p>第1条 本村が行う国民健康保険の事務について</p>	<p>目次</p> <p>第1章 本村が行う国民健康保険_____（第1条）</p> <p>第2章～附則 略</p> <p>第1章 本村が行う国民健康保険_____ （本村が行う国民健康保険_____）</p> <p>第1条 本村が行う国民健康保険_____について</p>

は、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。	は、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。
備考	
1 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	
2 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。	

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条による改正後の今帰仁村国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

詳細は担当課長より説明いたします。

○ 東恩納寛政 議長 宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 先ほど提案がありました今回の今帰仁村国民健康保険税条例及び今帰仁村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

税の改正に伴い準則に従い、一部改正になっております。保険税条例第2条第2項等による賦課限度額の引き上げとなります。

次の税の改正についてでございますが、低所得者に対する保険料の軽減措置の拡充になります。内容といたしましては、5割軽減対象、2割軽減対象となる世帯の軽減判定所得の基準額の引き上げです。いずれも被保険者の人数に乗ずる基準額の引き上げになっております。

続きまして、国民健康保険事業が沖縄県との共同運営に移行され、沖縄県が保険者になることから同条中の本村が行う国民健康保険を本村が行う国民健康保険の事務とするための一部改正になっております。先ほど全協で説明いたしておりますので、新旧対照表の説明は割愛させていただきたいと思っております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「承認第2号 専決処分の承認を求めることについて」を採決いたします。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「承認第2号 専決処分の承認を求めることについて」は、承認することに決定しました。

次に、議決事件の条項、字句及び、数字等の整理についてお諮りします。

本臨時会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第2回今帰仁村議会臨時会を閉会します。

(閉会時刻 午後1時40分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 東恩納 寛 政

署名議員 座間味 薫

署名議員 與 儀 常 次